

長寿化に伴う相続対策の見直しは このように提案しよう

① 小峰 俊雄 栃木県よろず支援拠点 コーディネーター
中小企業診断士/1級FP技能士

② 木内 清章 産業能率大学講師

1 100歳時代の相続対策は ここがポイント

2 030年には、日本における65歳以上の人口は31・2%に達し、3人に一人が高齢者となると予測されている。寿命が延びることで、従来の相続対策では様々な問題が発生する可能性がある。そこで本稿では、寿命の延伸に伴って生じる相続対策の課題や対策について解説したい。

まず深刻なのが、被相続人とともに相続人が高齢化していることだ。被相続人が90〜100歳の頃に一次相続が起き、その配偶者からの二次相続で遺産の一部を受け取るようになった場合、そのとき相続人が60歳を超えているケース

も今は少なくない。そして、相続開始年齢が高齢化する→高齢者同士の「老老相続」が増加する→子が死亡している場合に孫などが代わって受け取る「代襲相続」が発生しやすくなる→相続人間でもめる…といった負の連鎖が懸念される。代襲相続が増加し、相続人の数が増えることで、老老相続はさらに複雑になってしまう。

老老相続の増加傾向は、被相続人の年齢構成から読み取れる(図表1)。1989年に比べ2013年は、被相続人が80歳以上の相続税の申告件数の割合が高まっているのだ。

寿命の延伸により 従来の対策では不十分に

では、長寿化で相続対策はどのような影響を受けるのだろうか。相続対策では、節税策、納税資金対策、争族(相続人の人間関係)対策の三つが基本といわれる(図表3)。相続対策は、三つのバランスがとれて初めて効果が発揮されるのだ。資産家はこれまで、50歳代頃から「人生80年」

一方、緩和策では、二世帯住宅の「小規模宅地の評価減」の特例が使いやすくなった。

2013年までは、親の土地に一棟の建物を建てて二世帯住宅にした場合でも、内部で行き来ができない外階段型などは親との同居と見なされず、特例の対象となる敷地は、親の居住しているスペースに対応する部分だけであった。例えば200㎡の敷地に外階段型の二世帯住宅が建っていた場合には、親と子の居住スペースの床面積が同じなら、100㎡しか小規

寿命の延伸に伴う相続の問題点
や対策の提案方法を解説する。

を意識して相続対策に取り組んできた。ところが、相続年齢が高齢化することで節税策と納税資金対策の効果が薄れ、対策が不十分になるケースが起きてしまう。

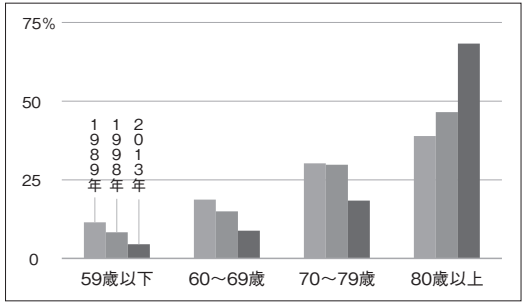
例えば、不動産の評価減を図った場合だ。金融機関から借入れをして遊休地に賃貸物件を建築し、不動産の評価減をしたものの、相続が発生する頃には借入金の返済が終わってしまっていることがあり得る。しかも、60歳で物件を建設して借入期間の25年が経過した頃には、建物が老朽化して空室リスクが高くなっていく。賃貸物件の入居率が低いと、相続税評価に関わる「賃貸割合」が低下する。すると相続財産の評価額をあまり下げられず、節税効果が小さくなってしまふ。

認知症リスクに留意し 家族信託の活用も

近年の相続関連税制の動きも押さえておこう。

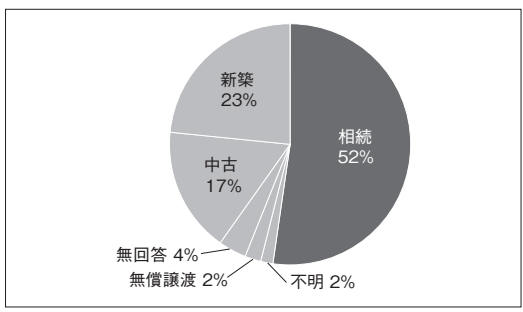
相続税は、2015年1月1日以降の相続から、基礎控除額が引き下げられている。例えば相続人が配偶者と子ども2人の場合の相続税の基礎控除額は、従来の800万円から4800万円へと40%も引き下げられた。これは、節税策として遊休地への賃貸物件の建築が多くなった要因でもある。

図表1 被相続人の年齢構成の変遷



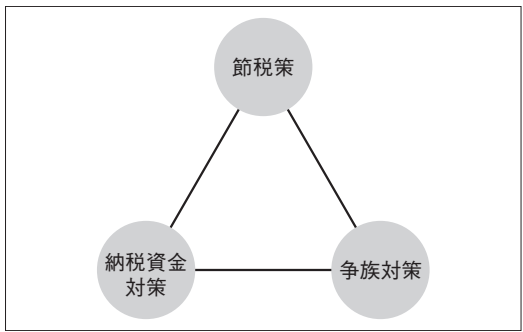
出所：財務省のデータを元に筆者作成

図表2 空き家を取得した経緯



出所：国土交通省住宅局のデータを元に筆者作成

図表3 相続対策のトライアングル



相続対策のトライアングルを有効にしようにも、お客様と意思疎通ができなくては元も子もない。生前の健康なうちから、家族に財産管理を託すことができる「家族信託」の活用などが、今後ますます重要になることであろう。